

倫理規程

前文

一般社団法人スマイルベースこどもみらい創造ラボ(以下「当法人」という。)は、子どもや家庭、地域の未来を支える活動を通じ、社会的課題の解決と地域社会の健全な発展に貢献することを使命としている。

当法人の活動の原資や支援資金が社会的に重要なものであることを鑑み、資金の活用対象事業による社会課題の解決と、そのための自律的かつ持続的な仕組みの構築を目標とし、成果を広く社会に還元しなければならない。

このため、事業の進捗状況や成果等を分かりやすく公表する等、透明性を確保し説明責任を果たさなければならない。また、活動は公平でなければならず、社会課題やその解決策が多様であることに配慮する必要がある。

革新性の高い事業への支援を重視するとともに、成果の最大化を目指すため、着実な事業と社会に変革をもたらす可能性のある革新的な事業を適切に組み合わせるものとする。

当法人は、行政の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当て、民間の発意の下で多様な関係者が連携し目標や成果を共有できるよう努めなければならない。

このような認識のもと、当法人は厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、全ての役職員はこの規程を遵守するものとする。

本文

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 当法人は、設立目的に従い、地域や子ども、家庭への貢献を通じて社会課題の解決と自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負うことを十分認識し、事業運営にあたらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為を行ってはならない。

(法令等の遵守)

第4条 当法人は、関連法令、定款、倫理規程、その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、法律や規程に従い、責務を自覚して行動しなければならない。

3 役職員は、宗教団体、政党、特定公職候補者、反社会的勢力等に資金や利益が活用されないよう細心の注意を払わなければならない。

4 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

5 役職員は、不正や不適切な行為が認められた場合、躊躇なくコンプライアンス規程に基づ

き対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第 5 条 役職員は、職務や地位を自己又は第三者の私的利益の追求に利用してはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第 6 条 当法人は、利益相反を防止するとともに、役員の職歴及び賞罰を自己申告させ、情報公開規程に基づき公表しなければならない。

2 評議員会又は理事会の決議に際し、特別の利害関係を有する評議員又は理事は除外して行う。

3 役職員には定期的に利益相反に該当する事項の自己申告を求め、その内容を確認し必要な是正措置を講じなければならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 7 条

1 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後に当法人以外の団体等の役員を兼任し、又は当該団体等の業務に従事する等の兼職等を行う場合には、事前に代表理事に対して書面により申告し、当該兼職等の内容、期間、関与の程度その他必要な事項を明らかにしなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との間に利益が相反する可能性がある事案(以下「利益相反事案」という。)を認識した役職員は、速やかにその事実及び関係者、関係取引の内容を代表理事又はコンプライアンス担当者に書面で報告し、その後の取扱いについて指示を仰がなければならない。

3 利益相反事案が発生し得る場合には、当該役職員は当該事案に関する意思決定、審査、監督その他の業務から除外(回避)されるものとする。回避の必要性及び範囲は、代表理事又はコンプライアンス担当者が判断し、コンプライアンス委員会(設置されている場合)に報告するものとする。

4 当法人は、役員又は職員が関係する取引について、利益相反の発生を予防するために以下の措置を講ずる。必要に応じて、これらの措置は書面により記録し保存する。

(1) 当該取引の事前開示と書面による説明の義務化。

(2) 当該事案に関しては、関係者を意思決定過程から除外すること(議決権の行使停止等)。

(3) 第三者(外部有識者、委員会等)による独立した審査・評価の実施。

(4) 関係者と当該取引との間の価格・条件等が第三者評価に照らして妥当であることの確認。

(5) 上記措置の適用結果及び理由の文書化と保存。

5 特に資金分配団体が実行団体を選定・監督する事業(助成金、補助金等)に関しては、当法人が資金分配団体の立場にある場合又は当法人が実行団体として選定され得る場合を問わず、次の措置を講じるものとする。

(1) 実行団体の選定及び監督に関する基準、手続及び評価方法を事前に明確にし、文書化すること。

(2) 選定過程における関係者(選定委員、担当理事等)の利害関係を事前に開示させ、利害関係のある者は選定審査から除外すること。

(3) 選定基準及び評価結果を当該資金分配事業の関係者に対して透明に説明すること。

(4) 当該事業において、当法人又はその関係者に特別な利益を与えることがないよう、公平・公正な競争条件を確保すること。

6 助成事業等を実施するにあたり、当法人は、理事、監事、社員、職員、評議員(設置する場合)及び事業協力団体の関係者に対し、特定の者又は団体にのみ特別の利益を与える行為(選定上の優遇、非公開の便宜供与、便宜的な資金配分等)を行ってはならない。いかなる場合も、助成・配分は公正な基準に基づき行われ、恣意的な取り扱いを禁止する。

7 前各項に基づく開示・報告は、個人情報の保護を損なわない範囲で行うものとし、必要最小限の情報にとどめるとともに、開示の範囲及び方法についてはコンプライアンス担当者が管理する。

8 当法人は、利益相反に関する状況やその処理結果の概要を年次報告書又は情報公開の場において要約して公表するものとする(ただし、個人を特定する情報は除く)。

(自己申告制度)

第8条

1 当法人は、役員及び職員に対し、利益相反に該当する可能性のある事項に関して定期的(原則として年1回)及び随時(任意の事案発生時)に自己申告を行わせるものとする。自己申告の様式、提出先、提出期限等は別に定める。

2 自己申告の対象となる事項には、少なくとも次を含むものとする。

(1) 他法人等の役員、顧問、常勤・非常勤の職務の兼務状況。

(2) 当法人と取引を行う可能性のある親族・親密な第三者との関係。

(3) 当法人の事業に関して個人的利害関係を有する取引等の予定又は実態。

(4) その他、利益相反となり得る状況とコンプライアンス担当者が指定する事項。

3 コンプライアンス担当者又は代表理事は、提出された自己申告書の内容について、必要に応じ関係部署及び外部専門家と連携して内容の確認を行うものとする。確認の結果、利益相反の疑いがあると判断した場合は、速やかに当該事案の調査・対応を実施し、適切な是正措置(関係者の意思決定関与の除外、契約条件の見直し、第三者評価の実施等)を講ずるものとする。

4 自己申告書及びその確認・対応に関する記録は、所定の方法で文書化し、一定期間(別に定める保存期間)保存する。保存にあたっては個人情報保護及び秘密保持に万全を期すものとする。

5 自己申告を怠ったり虚偽の申告を行った者に対しては、状況に応じて懲戒等の措置を含む適切な処分を行うことがある。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第9条 当法人は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 当法人は、事業活動の透明性を確保し、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利尊

重に十分配慮しなければならない。

(連携)

第 12 条 当法人は、関係団体や地域社会と対等なパートナーとして連携し、社会課題の解決と自律的かつ持続的な仕組みの構築に努めなければならない。

(研鑽)

第 13 条 役職員は、社会課題や公益活動に関する情報収集と分析を行い、絶えず自己研鑽に努め、チャレンジ精神をもって業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第 14 条 当法人は、必要に応じ、社員総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し実効性を確保する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2025 年 9 月 11 日から施行する。